

## 第1講

### 8世紀の朝廷、貨幣政策に挑む！

#### －蓄銭叙位令の顛末－ (2007年度第1問)

8世紀の錢貨について述べた次の(1)～(5)の文章を読んで、下記の設問に答えなさい。

- (1) 711年には、穀6升をもって錢1文に当てることとし、また712年には、諸国からの調庸を錢で納める場合には、布1常を錢5文に換算することとした。
- (2) 711年に、位階や職務に応じて、絹織物・糸のほか錢を役人に支給する法を定めた。また、蓄えた錢の多少にしたがって位階を授けることを定めた。
- (3) 712年に、諸国の役夫と運脚の者に対して、郷里に帰るときの食糧の欠乏を救うため、錢を携行することを命じた。
- (4) 東大寺を造る役所の帳簿には、錢を用いて京内の市で物品を購入したことや、雇っていた人びとに錢を支払ったことが記されている。また、山背国の計帳には、調として錢を納めていたことが記されている。
- (5) 798年に、「外国（畿内以外の諸国）の役人や人民が錢を多く蓄えてしまうので、京・畿内ではかえって人びとが用いる錢が不足している。これは錢を用いる便利さにそむき、よろしくない。もっている錢はことごとく官に納めさせ、稻をその代価として支給せよ。錢を隠す者を罰し、その錢は没収せよ」という法令を、畿内以外の諸国に向けて出した。

#### 設問

日本の古代国家は、錢貨を発行し、その使用を促進するためにさまざまな政策を実行してきた。錢貨についての政策の変遷をふまえて、8世紀末に(5)の法令が出されるようになった理由を、6行(180字)以内で説明しなさい。

解いてみましょう (第1講)

1 問われている (求められている) ことを確認する。

8 世紀末に

ア

理由を書く。

イ

ふまえて書く。

ウ 6 行 (180 字) 以内で書く。

2 資料と教科書の内容とを照らし合わせる。

資料に関連する教科書のページと内容は、

教科書の



3 与えられた資料と教科書の記述から作成した「東大チャート」を解く。

次のページに「東大チャート」があります。上記の「関連する教科書のページと内容」からの抜粋も記されています。

東大チャート「8世紀の朝廷、貨幣政策に挑む！」(2007年度第1問)

( )へは、ほぼ抜き出して入れる。( )へは、考えて「決めぜりふ」を入れる。

(ア)～(エ)も考えて入れる。

798年は(ア)時代の(イ)期

(5) 798年に、「外国(畿内以外の諸国)の役人や人民が金を多く蓄えてしまうので、京・畿内ではかえって人びとが用いる金が不足している。これは金を用いる便利さにそむき、よろしくない。もっている金はことごとく官に納めさせ、稲をその代価として支給せよ。金を隠す者を罰し、その金は没収せよ」という法令を、畿内以外の諸国に向けて出した。

【教科書の記述】

金貨は都の造営に雇われた人びとへの支給など宮都造営費用の支払いに利用され、政府はさらにその流通をめざして蓄銭叙位令を発したものの、京・畿内を中心とした地域の外では、稲や布などの物品による交易が広くおこなわれていた。(P.47)

政府は8世紀末に、それまでの(1)に金貨を(2)させる政策を改めて、京・(3)以外の(4)では、官(5)に全て(6)させる政策に改めた。それは、(3)以外では、(7)や(8)が金貨を(9)ので、かえって金貨が(2)しなくなり、京・(3)で、都(10)の造営などに用いる金貨が(11)したためである。

711, 12年は(ウ)時代の(イ)期

(1) 711年には、穀6升をもって金1文に当てることとし、また712年には、諸国からの調庸を金で納める場合には、布1疋を金5文に換算することとした。

(2) 711年に、位階や職務に応じて、絹織物・糸のほか金を役人に支給する法を定めた。また、蓄えた金の多少にしたがって位階を授けることを定めた。

(3) 712年に、諸国の役夫と運脚の者に対して、郷里に帰るときの食糧の欠乏を救うため、金を携行することを命じた。

穀(稲穀)などの(12)との(13)を定め、平城京の造営に雇われた人々や、(7)への(14)として金貨を(15)した。  
↓  
稲や布の代わりに(15)することで、(16)目的があり、そのため(4)でも(17)を強く促した。

東大寺造営開始は(ウ)時代の(エ)期

(4) 東大寺を造る役所の帳簿には、金を用いて京内の市で物品を購入したことや、雇っていた人びとに金を支払ったことが記されている。また、山背国の計帳には、調として金を納めていたことが記されている。

(18)造営で(12)購入や、人々への(14)として用いられ、山背国(3)では、庸調という税の(19)化にも成功していた。さらに(20)によって、金貨を(5)へ(6)していた。

## 抜き出したものをまとめる

(ウ) 時代の (イ) 期 = 8世紀の初めは、平城京造営などの

⑬ ために、銭貨と ⑫ との ⑬ を定め、

⑦ への ⑭ としても銭貨を ⑮ するなど

① に銭貨を ⑰ させようとして、④ でも

② を強く促した。(ウ) 時代の (エ) 期 = 8世紀半ばには

⑱ での ⑫ 購入や雇われた人びとへの ⑭ として用

いられ、また、山背国 = ③ では庸調という税の ⑲ 化に成功し

ており、さらに ⑳ によって、⑮ した銭貨を ⑤

に ⑥ していた。しかし、(ア) 時代の (イ) 期 = 8世紀末

には、③ 以外では ⑦ や ⑧ が銭貨を ⑨

ので ② しなくなり、都 = ⑩ 造営などに用いる銭貨が

⑪ したため、① に銭貨を ② させる政策を改めて、京・

③ 以外の ④ では、⑤ に全ての銭貨を

⑥ させる政策に改めた。

4 180字に要約する。

## まとめ

蓄銭叙位令は、平城京造営とセットで教えられることが多い。平城京造営のために動員した人々には、報酬が支払われた（雇役）。当時、通貨として用いられていたのは稲や布であったが、とても足りないので、その支払いのために和同開珎を鑄造した。しかし、鑄造量には限界がある。そこで、一度支給した銭を蓄銭叙位令によって回収して、繰り返し支給した。ところが、この措置は銭貨の死蔵を招き、逆効果となったので廃止されたという教え方である。

その面は否定できないが、この法令の冒頭は次のようになっている。

**夫れ銭の用たる、財を通じ有無を貿易する所以なり当今百姓なほ習俗に迷ひて、未だ其の理を解せず、僅かに売買すと雖も、猶銭を蓄ふる者無し。**

銭の役割とは、財産である銭を利用して必要なものを取引することである。しかし今の人びとは古い習慣に従っていて、その原理を理解できず、わずかに売買することはあっても、いまだに貯蓄しようという者はない。

正論である。いくら銭貨の意味を説いても、人々が持っていなければ意味がない。そのため銭貨を持つことそのものに意義を与えようとしたのである。そして、政府は、様々な方法で銭貨を流通させようとした。それが今回、東大から示されている資料である。

鎌倉・室町時代になると、貨幣経済は急速に発展し、社会・経済に高利貸しが大きな役割を占めるようになった。江戸時代には両替商が、幕府や藩の政治・経済に大きな影響を与えた。人々が蓄えた銭は、国を動かすようになったのである。

蓄銭叙位令から約 1160 年後、明治時代のはじめ、渋沢栄一は銀行設立の意義を次のように語った。

**銀行は大きな川のようなもので、お金が銀行に集まらないうちは、谷川のしずくの水と異ならない。豪商や豪農の穴蔵に埋蔵し、雇用者やおばあさんのえりの内にあるままでは、人々を豊かくすることや国を富ませることができない。**

これも正論である。ところが、やがて大きくなった金融資本は財閥へと成長し、アジア・太平洋戦争の後、軍国主義の温床としてGHQによる財閥解体の対象となった。

歴史を学ぶとき、私たちは、その問題点や失敗した原因にばかり目が向くことがある。

しかし、明治新政府が誕生したころも、奈良時代のはじめも、人々は新しい国づくりのために邁進していたのである。

ことを忘れてはならない。